

証券コード 4379
2025年3月12日
(電子提供措置の開始日2025年3月5日)

株 主 各 位

東京都港区芝五丁目29番11号
株式会社 Photosynth
代表取締役社長 河瀬 航大

招集ご通知

第11回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第11回定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、下記のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://photosynth.co.jp/ir/stock/meeting/>



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所のウェブサイトにも掲載しております。当社ウェブサイトにて電子提供措置事項を閲覧できない場合は、下記よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記ウェブサイトアクセスいただき、銘柄名（会社名）又はコード（証券コード）を入力・検索し、検索結果から「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順に選択いただき、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年3月26日（水曜日）午後6時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

記

1. 日 時 2025年3月27日（木曜日）午後1時
2. 場 所 東京都港区芝5丁目31番19号 ラウンドクロス田町2階
ビジョンセンター田町 Cルーム
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 目的事項

- 報告事項
1. 第11期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第11期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役5名選任の件
第4号議案 監査役3名選任の件
第5号議案 補欠監査役1名選任の件
第6号議案 会計監査人選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1)議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。
- (2)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び定款の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
- ①事業報告の「新株予約権等の状況」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - ②連結計算書類の「連結注記表」
 - ③計算書類の「個別注記表」
- したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

事業報告

(2024年1月1日から
2024年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社グループは、「つながるモノづくりで感動体験を未来に組み込む」をミッションに掲げ、実績豊富なPhotosynthの認証プラットフォームを活用して、物理鍵や扉に伴う様々な制約から人々を解放し、あらゆる空間に人々が自由にアクセスできる「キーレス社会®」の実現を目指しております。そして、このキーレス社会の実現を通じて、少子高齢化等の将来にわたる社会課題の解決に向けてあらゆる空間の省人化／無人化を促進する新たな社会モデルの創出に取り組んでおります。具体的には、スマートロック等のIoT機器及びクラウド型の認証プラットフォームやソフトウェアを活用したサービスを開発するとともに、人手不足や運営効率の改善等に課題を抱えるオフィスや施設の業務最適化を支援する施設運営BPaaS（注）を展開し、空間DX事業全体としてのリカーリング収益の最大化を通じた事業拡大を推進しております。

当連結会計年度における当社グループを取り巻く事業環境は、ビジネスや日常生活における人流が活性化し、オフィスや商業施設の役割や価値が改めて見直されたことで、オフィス、商業施設、医療機関、教育機関、行政施設等でも空間の新たな活用方法の検討や再整備が加速しております。また、不可避の労働力人口の減少に伴う慢性的な人手不足により、オフィスや商業施設等の運営におけるデジタル技術やアウトソーシング等を活用した無人化／省人化の流れがさらに加速しており、その対象は当初興隆したコワーキングスペースやフィットネスジム等の会員制施設にとどまらず、小売店舗やホテル、オフィスさらには教育機関や行政施設等にもその広がりを見せております。さらに、当連結会計年度における顕著な外部環境として、SNS等を悪用した侵入強盗事件の継続的な発生や大規模災害に便乗した窃盗事件、そして貸金庫を悪用した窃盗事件等の鍵に関連した事件を受けた防犯意識の高まりや体感治安の悪化によるセキュリティ需要が喚起されております。一方、マクロ経済環境では、1年を通じて外国為替相場における円安が継続したことで、当社グループにおいても製品の開発や生産のための部材原価や物流のコストが上昇するなど、製造業を取り巻く事業環境として引き続き厳しい状況が続いております。

このような事業環境のもと、当社グループの主力サービスである「Akerun入退室管理システム」による入退室を起点としたオフィス環境や施設運営の空間DXによる、本人認証とセキュリティの強化、物理鍵のデジタル化やクラウド型入退室管理による利便性や管理性の向上、そして勤怠管理や予約管理等の外部サービスとの連携を含む入退室データの利活用等の価値提供により、新規及び追加での導入が引き続き促進されました。特に、主要顧客である中小規模～大規模企業での導入が順調に進捗するとともに、フィットネスジムやコワーキングスペース等の会員制施設や小売店舗だけでなく、教育機関や行政機関等においても無人化／省人化への引き続き旺盛なニーズを受けて、様々な業種や用途における継続的な問い合わせや導入も促進されました。また、新事業の「Migakun」では、9月から事業の本格展開を開始し、すでに一定規模の事業基盤及び顧客基盤を確立するとともに、堅調なリカーリング収益をあげております。この「Migakun」では、人手不足対策や施設運営効率の向上を目的に普及する無人化・省人化などへの高まるニーズに対して、相当規模を有するギグワーカープラットフォームを通じた総務業務や施設の清掃・管理、コミュニティスペースの運営などのサービスを新規顧客・既存顧客に提供しております。さらに、同じく9月には当社の実績ある認証テクノロジーを活用した新たなサービスとなる「Akerunデジタル身分証」を発表しております。今後もApple社との技術提携によるモバイル端末やアプリへの対応をはじめとした取り組みを加速し、社員証や学生証、会員証等の身分証をデジタル化することで、利用者の利便性と管理者の管理性の向上を支援するとともに、Akerun経済圏のさらなる拡大とそれに伴う事業成長を目指しております。

事業拡大に向けた具体的な取り組みとしましては、「Akerun入退室管理システム」における効率的な営業活動やマーケティング活動を通じて、セキュリティや厳格な入退室管理への堅調なニーズに応えることで全国規模での導入が促進され、現契約社数は5,623社を突破するとともに継続的なARPUの向上とChurn Rateの改善も実現しております。また、サービスがもたらす価値の継続的な拡大に向けて、受付業務の無人化／省人化と簡素化を支援する「Akerun QR受付システム」をはじめとした新サービスや新機能を追加したことに加え、パートナー企業の提供する勤怠管理システム等のサービスとのAPI連携も拡大しております。さらに、住宅領域におけるスマートロックの普及を担う株式会社MIWA Akerun Technologiesでは、賃貸物件の管理工数の大幅な削減と安全安心かつスマートな居住体験を実現する「Akerun.Mキーレス賃貸システム」におけるイタンジ株式会社の内見予約受付システム「内見予約くん」との機能連携に加え、株式会社長谷工ライブネットが管理する賃貸マンションへの導入など、不動産管理会社を中心とした新規契約の獲得も順調に推移しております。

そして、新規事業として開始した施設運営BPaaS「Migakun」及び「Akerunデジタル身分証」においても、事業開発や事業基盤の拡大に向けた投資を行うことで、将来にわたる事業成長及びリカーリング収益の最大化に向けて積極的に取り組んでおります。

その結果、当社グループの当連結会計年度の売上高は2,961,529千円（前年同期比18.8%増）、営業利益は76,336千円（前年同期は営業損失221,419千円）、経常利益は91,016千円（前年同期は経常損失222,177千円）、親会社株主に帰属する当期純利益は155,244千円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失175,072千円）となりました。

なお、当第3四半期連結会計期間より「Akerun事業」について、当社グループの事業内容をより適切に表現すべく、報告セグメントの名称を「空間DX事業」に変更いたしました。当該セグメントの名称変更によるセグメント情報に与える影響はありません。当社グループは、空間DX事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

（注）BPaaSとは、Business Process as a Serviceの略で、企業活動における施設管理、総務業務、清掃等の業務プロセスの一部を外部に委託するBPO（Business Process Outsourcing）にテクノロジーを活用し、サービスとして提供するビジネスモデルのことです。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施した設備投資等の総額は、210,956千円（無形固定資産への投資を含む）であります。有形固定資産への投資のうち、その主なものはレンタル機器及び部品であります。無形固定資産への投資のうち、その主なものは自社利用サービスのためのソフトウェアの新規開発及び機能追加等であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中において、新株予約権の行使により14,939千円の資金を調達しております。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当社は、2024年9月2日を効力発生日として、ギグワーカープラットフォームを活用した施設運営 BPaaS事業を、新設会社である株式会社Migakunに承継させる新設分割を行っております。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 8 期 (2021年12月期)	第 9 期 (2022年12月期)	第 10 期 (2023年12月期)	第 11 期 (当連結会計年度 (2024年12月期)
売 上 高 (千円)	1,600,164	1,994,272	2,493,490	2,961,529
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△869,952	△600,073	△222,177	91,016
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (千円)	△866,498	△578,171	△175,072	155,244
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	△62.76	△37.49	△11.30	9.98
総 資 産 (千円)	4,308,129	3,471,976	3,596,522	3,440,340
純 資 産 (千円)	2,680,102	2,200,812	2,129,137	2,162,096
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	171.55	135.63	125.44	136.89

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しており、1株当たり純資産は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 当社は2021年8月11日付で株式1株につき200株の割合で株式分割を行っておりますが、第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産を算定しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第9期の期首から適用しており、第9期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 8 期 (2021年12月期)	第 9 期 (2022年12月期)	第 10 期 (2023年12月期)	第 11 期 (当事業年度) (2024年12月期)
売 上 高 (千円)	1,600,036	2,102,570	2,588,787	2,917,666
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△851,266	△541,903	△72,651	272,477
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	△856,884	△558,195	△91,393	55,493
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	△62.07	△36.19	△5.90	3.57
総 資 産 (千円)	4,277,610	3,404,900	3,516,255	3,371,009
純 資 産 (千円)	2,649,953	2,131,123	2,061,975	2,150,401
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	172.17	137.54	132.73	137.75

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しており、1株当たり純資産は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 当社は2021年8月11日付で株式1株につき200株の割合で株式分割を行っておりますが、第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産を算定しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第9期の期首から適用しており、第9期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社 MIWA Akerun Technologies	50,000千円	51.0%	空間DX事業
株式会社 Migakun	15,000千円	100.0%	空間DX事業

(4) 対処すべき課題

当社グループの優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題は以下の通りであります。

① 規模や業種業態を問わないさらなる新規顧客及び新規ユーザーの獲得

当社グループの中核サービスとなる「Akerun入退室管理システム」の導入顧客の新規獲得及びユーザー数の増加が経営方針における最重要課題であると考えております。「Akerun入退室管理システム」は、既存の扉に後付け可能、従来型システムにはないクラウドを活用した入退室ログの活用、勤怠管理／会員管理／決済等の外部システムとの連携によるユースケースの拡張性等の特徴から、国内の企業や商業施設、住宅における導入余地は引き続き非常に大きいものと考えております。

今後も営業体制の強化や生産性の向上、直販に加えて取次／再販等の営業の販売パートナー／チャンネルの新規開拓と拡大、従来の中小規模企業に加えて大企業や新たな業界への拡販など対象企業の拡充、そして技術開発や外部サービスとの連携を通じたサービス自体の価値のさらなる向上等を通じて新規導入や追加導入を促進することで、それに伴う新規顧客及びユーザー数の拡大を図ってまいります。

② Akerunを起点としたソリューション提案によるサービス提供価値のさらなる向上と新規サービスの拡充

当社グループが提供する法人向け／住宅向けAkerun及びAkerunと連携する勤怠管理／会員管理／決済等の外部サービスによる価値提供に加え、Migakun等の新規事業とのシナジーを通じたさらなる導入促進とユーザー基盤の拡大と同時に、既存顧客の満足度の向上のために、従来から提供する入退室管理や勤怠管理にとどまらない、新規事業であるMigakunやAkerunの周辺領域の新規商材の提案等の提供価値のさらなる向上が必要であると認識しております。

当社グループでは、顧客環境の様々な課題を解決するソリューション提案及びクロスセルのための組織体制の再編、開発体制の強化・拡充を通じた新規サービスの開発、そして外部のパートナー企業との技術連携による継続的なサービス拡充を積極的に進めることで、市場における実績が豊富なAkerunを起点としたユーザーへのさらなる提供価値の向上を図ってまいります。また、事業成長のための起点としてのAkerunの法人、住宅、商業施設、さらには学校、医療機関、行政への導入促進と規模を問わない顧客基盤の拡充等、新規事業とのシナジーもさらなる新規事業の開発を検討・推進してまいります。

③ 技術開発力の継続的な向上

技術開発は当社グループの市場競争力の強化と持続的成長に欠かせないものであると認識しております。引き続き優秀な技術者の採用・育成を推進するとともに、研究開発への投資を通じた強化・拡充により、IoTや認証、クラウド等に関する先端技術を取り入れるなど、ハードウェア、組込み、アプリケーション、Web等の各開発分野のさらなる技術力及び開発力の強化に取り組む計画であります。

④ 住宅領域を担う子会社の事業拡大と収益性の強化

当社グループのさらなる事業成長と収益性の強化に向けて、住宅領域におけるスマートロック及びその関連システムの普及と事業拡大に取り組む子会社の株式会社MIWA Akerun Technologiesにおける、主に不動産管理会社等のサービス導入顧客の新規獲得及び営業利益の黒字化が必要であると認識しております。

当社グループでは、住宅領域におけるIoT及びクラウド等のテクノロジーを活用した居住者の利便性の向上に加え、特に集合住宅等における不動産管理会社や不動産オーナー等の管理性の向上を目的とした旺盛な需要を取り込むとともに、共同出資会社である美和ロック株式会社の市場における信頼性や実績、販売網等も活用しながら、住宅領域におけるさらなる新規顧客の獲得と事業成長に取り組んでまいります。

⑤ 情報セキュリティ体制の強化

当社グループの提供するサービスでは、認証に用いる個人情報等の機密情報を取り扱っております。この情報資産を保護するため、当社グループでは情報セキュリティ基本方針を策定し、最高情報セキュリティ責任者（Chief Information Security Officer、CISO）を含む専任のセキュリティ担当者を設置しております。さらに、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）に関する国際規格「JIS Q 27001：2014（ISO/IEC 27001：2013）」の認証を本社及び大阪オフィス、福岡オフィス、札幌オフィス、物流拠点の各拠点で取得しております。また、技術開発にあたっては社内に専任の品質保証エンジニアを配置し、さらに外部のセキュリティ診断等も実施することで、システムとしての安全性と堅牢性の向上を図っております。これらの取り組みにより、全社的な情報管理体制を強化するとともに、従業員への継続的な情報セキュリティ教育を実施することで、情報セキュリティ体制を強化してまいります。

⑥ ガバナンスの強化

当社グループは鍵や認証というセキュリティに関する事業を行う企業として、ユーザーや市場からの信頼が必要不可欠であると考えております。情報管理、財務、IT、その他の社内制度等を含めた内部統制の継続的な策定、強化、改善を実施することで信頼を獲得し、企業価値のさらなる向上に取り組んでまいります。

⑦ 優秀な人材の採用及び育成と定着

当社グループの将来にわたる持続的成長に向けて、優秀な人材の採用及び育成と定着が欠かせないものと認識しております。特に、サービスの開発や継続的な改善によるサービス価値の強化を担うエンジニアと、さらなるサービス導入促進のための営業人員の採用及び育成と定着が不可欠であると考えております。当社グループでは、優秀な人材の採用及び育成と定着に向けて積極的な人材の採用活動を実施するとともに、人材の育成と定着のための社内トレーニング体制の強化や企業文化の醸成等の施策を推進してまいります。

⑧ 原材料等の調達について

当社グループの提供するサービスの導入顧客のさらなる拡大と継続的な事業成長に向けて、サービスを構成するハードウェア製品の安定的な生産及び製造が必要であると考えております。

ハードウェア製品の生産及び製造にあたっては、基板部品等の選定において、可能な限り広く流通し、取扱代理店の多いものを採用することにより安定調達を図り、生産に必要な原材料が十分に確保されるよう努めるとともに、供給リスクの高い基板部品等の見極めと先行調達、必要に応じた設計変更による部品点数の最適化等を実施することで、安定的な生産及び製造を継続できるよう取り組んでおります。

(5) 主要な事業内容 (2024年12月31日現在)

事業区分	事業内容
空間DX事業	<ul style="list-style-type: none">・スマートロックを活用したクラウド型「Akerun入退室管理システム」(法人向け)の開発・提供・スマートロックを活用したスマートライフシステム「Akerun.Mキーレス賃貸システム」(住宅向け)の開発・提供・ギグワーカープラットフォームを活用した「Migakun施設運営代行」の提供

(6) 主要な事業所等 (2024年12月31日現在)

① 当社

本社	東京都港区
札幌オフィス	北海道札幌市
大阪オフィス	大阪府大阪市
福岡オフィス	福岡県福岡市
ロジスティクス・センター	東京都中央区

② 子会社

株式会社 MIWA Akerun Technologies	本社 (東京都港区)
株式会社 Migakun	本社 (東京都港区)

(7) 使用人の状況 (2024年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
143 (10) 名	7名減 (3名増)

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者は年間の平均人員を () 内に外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
137 (10) 名	7名減 (3名増)	35.7 歳	3.1 年

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者は年間の平均人員を () 内に外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社日本政策金融公庫	85,350千円
株式会社常陽銀行	5,000

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2024年12月31日現在)

① 発行可能株式総数 52,000,000株

② 発行済株式の総数 15,639,200株
(自己株28,600株を含む)

(注) 1. 新株予約権の行使により、発行済株式の総数は52,000株増加しております。

2. 当社従業員に対する譲渡制限付株式報酬としての新株発行により、発行済株式の総数が35,700株増加しております。

③ 株主数 6,191名

④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
河 瀬 航 大	2,443千株	15.65%
農 林 中 金 キ ャ ピ タ ル 2 0 1 9 投 資 事 業 有 限 責 任 組 合	1,202	7.70
B B H (L U X) F O R F I D E L I T Y F U N D S - P A C I F I C P O O L	896	5.74
株 式 会 社 S B I 証 券	532	3.41
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 0 6 2 1	499	3.20
M F - G B 2 号 投 資 事 業 有 限 責 任 組 合	418	2.68
株 式 会 社 ガ イ ア ッ ク ス	416	2.66
渡 邊 宏 明	337	2.16
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	332	2.13
B S P 第 3 号 投 資 事 業 有 限 責 任 組 合	308	1.97

(注) 持株比率は、自己株式 (28,600株) を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
該当事項はありません。

⑥ その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

(2) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2024年12月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	河瀬 航大	社長
取締役	渡邊 宏明	副社長 株式会社 MIWA Akerun Technologies代表取締役社長 株式会社Migakun代表取締役
取締役	高橋 謙輔	株式会社ホットパレットホールディングス 取締役 株式会社ホットパレット 取締役
取締役	丹野 悠哉	ID事業・ハードウェア管掌
取締役	井上 英輔	
常勤監査役	島田 和衛	
監査役	矢澤 昌史	BSP税理士法人代表社員 BSPファミリーオフィス株式会社代表取締役
監査役	西本 俊介	インバウンドテクノロジー株式会社監査役 株式会社ピカパカ取締役 PostPrime株式会社監査役 株式会社ユナイテッドウィル監査役 株式会社Cake.jp監査役 グロービング株式会社監査役

- (注) 1. 取締役井上英輔氏は、社外取締役であります。
2. 監査役島田和衛氏、矢澤昌史氏、西本俊介氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役 島田和衛氏は、複数の上場企業の法務及び内部監査室責任者としての豊富な知見と経験を有しております。非常勤監査役 矢澤昌史氏は、税理士としての財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。非常勤監査役 西本俊介氏は、弁護士としての資格を有しており、渉外法務及び会社法務全般の分野に関する豊富な知識と経験を有しております。
4. 当社は、取締役の井上英輔氏、監査役の島田和衛氏及び矢澤昌史氏並びに西本俊介氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間において、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任が認められるのは、当該業務執行取締役等でない取締役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

③ 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は会社法第430条の3第1項で定める役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の内容の概要は以下の通りであります。

イ. 被保険者の範囲

当社の取締役、監査役及び執行役員（管理職従業員を含む）

ロ. 保険契約の内容の概要

当該保険契約の保険料は、当社が全額負担しております。また、被保険者が負担することとなる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者の故意による背信行為、犯罪行為もしくは詐欺行為又は故意による法令違反に起因する損害賠償請求等については、保険による補償の対象外としております。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2022年3月15日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容（その後の改訂を含む）は次の通りであります。

a. 固定報酬（金銭報酬）に関する方針

取締役の固定報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能し、会社業績や取締役の業務評価、従業員給与とのバランス等を考慮して、適正な水準とすることを基本方針としております。

監査役の固定報酬は、取締役からの監査役の独立性を確保するために、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、監査役の協議により、各監査役の職務、責任及び実績等を考慮して監査役個人の報酬の配分を決定するものとしております。

b. 業績連動報酬等に関する方針

当社は業績連動報酬を導入しておりません。

c. 非金銭報酬等に関する方針

当社は非金銭報酬等を導入しておりません。

d. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

固定報酬については、決定された報酬の額を12で除した金額を在任中毎月の支払とするものであります。

e. 報酬の決定の委任に関する事項

取締役の個人別の報酬額及び割合は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、取締役会にて一任を受けた代表取締役社長である河瀬航大が各取締役の職務、責任及び実績等に応じて決定することとしております。権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰し、各取締役の評価を行うことについて代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。

ロ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会決議に関する事項

当社の取締役及び監査役の報酬限度額は、2021年8月5日開催の臨時株主総会において、取締役の報酬を年額200百万円以内（決議時点の取締役の員数は5名、うち社外取締役は1名）、監査役の報酬を30百万円以内（決議時点の監査役の員数は3名、うち社外監査役は3名）と決議されております。

ハ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	55,158千円 (1,200)	55,158千円 (1,200)	－千円 (－)	－千円 (－)	5名 (1)
監 査 役 (うち社外監査役)	6,684 (6,684)	6,684 (6,684)	－ (－)	－ (－)	3 (3)
合 計 (うち社外役員)	61,842 (7,884)	61,842 (7,884)	－ (－)	－ (－)	8 (4)

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 監査役矢澤昌史氏は、「① 取締役及び監査役の状況」に記載の兼職がございます。同氏が代表を務めるBSP税理士法人は、当社のAkerun入退室管理システムを利用しておりますが、この関係以外に、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 監査役西本俊介氏は、「① 取締役及び監査役の状況」に記載の兼職がございます。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 井 上 英 輔	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回に出席いたしました。出席した取締役会において、上場企業における取締役としての豊富な知見と経験に基づき、経営全般の観点から助言・提言を行う等、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役 島 田 和 衛	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回、監査役会15回のうち15回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、複数の上場企業の法務及び内部監査室責任者としての豊富な知見と経験に基づき、適宜発言を行っております。
監査役 矢 澤 昌 史	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回、監査役会15回のうち15回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、税理士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役 西 本 俊 介	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回、監査役会15回のうち15回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、弁護士としての渉外法務及び会社法務全般の分野に関する豊富な知識と経験に基づき、適宜発言を行っております。

(3) 会計監査人の状況

① 名称

有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	36,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	36,000

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の監査役会は、会計監査人の監査計画における監査時間・配員計画等の内容、会計監査の職務執行状況、及び報酬額の見積りの妥当性を確認、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑥ 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2024年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,869,462	流動負債	1,212,689
現金及び預金	1,556,437	買掛金	51,344
売掛金	157,273	1年内返済予定の長期借入金	48,240
仕掛品	4,158	リース債務	1,564
原材料及び貯蔵品	12,916	未払金	99,686
商品及び製品	15,116	未払費用	147,701
その他	123,840	未払法人税等	6,344
貸倒引当金	△279	契約負債	793,457
固定資産	1,570,877	その他	64,351
有形固定資産	1,170,096	固定負債	65,554
建物	14,054	長期借入金	42,110
工具、器具及び備品	96,303	リース債務	1,042
賃貸用資産	1,010,096	資産除去債務	22,401
リース資産	7,110	負債合計	1,278,243
賃貸用資産仮勘定	563,597	(純資産の部)	
建設仮勘定	1,253	株主資本	2,129,020
減価償却累計額	△522,319	資本金	71,532
無形固定資産	142,328	資本剰余金	2,665,099
ソフトウェア	142,328	利益剰余金	△607,612
投資その他の資産	258,452	その他の包括利益累計額	7,860
投資有価証券	47,918	その他有価証券評価差額金	7,860
敷金及び保証金	86,646	新株予約権	5
破産更生債権等	6,982	非支配株主持分	25,211
繰延税金資産	115,450		
その他	8,436	純資産合計	2,162,096
貸倒引当金	△6,982	負債純資産合計	3,440,340
資産合計	3,440,340		

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2024年1月1日から
2024年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	2,961,529
売上原価	692,565
売上総利益	2,268,964
販売費及び一般管理費	2,192,627
営業利益	76,336
営業外収益	
受取利息	0
受取配当金	640
助成金収入	9,917
違約金収入	6,320
その他	1,880
営業外費用	
支払利息	1,928
譲渡制限付株式報酬償却損	1,885
その他	265
経常利益	91,016
特別損失	
固定資産除却損	50,838
減損損失	153,125
税金等調整前当期純損失	112,947
法人税、住民税及び事業税	6,634
法人税等調整額	△119,607
当期純利益	26
非支配株主に帰属する当期純損失	155,218
親会社株主に帰属する当期純利益	155,244

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年1月1日から
2024年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	57,387	2,650,953	△762,857	1,945,484
当連結会計年度変動額				
新株の発行 (新株予約権の行使)	7,469	7,469		14,939
新株の発行 (譲渡制限株式報酬)	6,675	6,675		13,351
親会社株主に帰属する 当期純利益			155,244	155,244
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)				
当連結会計年度変動額合計	14,145	14,145	155,244	183,535
当連結会計年度末残高	71,532	2,665,099	△607,612	2,129,020

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計			
当連結会計年度期首残高	3,126	3,126	95	180,430	2,129,137
当連結会計年度変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)					14,949
新株の発行 (譲渡制限株式報酬)					13,351
親会社株主に帰属する 当期純利益					155,244
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)	4,733	4,733	△90	△155,218	△150,576
当連結会計年度変動額合計	4,733	4,733	△90	△155,218	32,959
当連結会計年度末残高	7,860	7,860	5	25,211	2,162,096

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表
(2024年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,743,890	流動負債	1,155,053
現金及び預金	1,465,055	買掛金	28,321
売掛金	122,563	1年内返済予定の長期借入金	48,240
原材料及び貯蔵品	9,772	リース債務	1,564
前渡金	9,157	未払金	77,200
前払費用	51,456	未払法人税等	5,994
その他	86,164	未払消費税等	55,354
貸倒引当金	△279	未払費用	142,271
固定資産	1,627,118	契約負債	788,363
有形固定資産	1,170,096	預り金	7,721
建物	14,054	その他	22
工具、器具及び備品	96,182	固定負債	65,554
賃貸用資産	1,009,963	長期借入金	42,110
リース資産	7,110	リース債務	1,042
賃貸用資産仮勘定	563,597	資産除去債務	22,401
建設仮勘定	1,253	負債合計	1,220,607
減価償却累計額	△522,065	(純資産の部)	
無形固定資産	142,328	株主資本	2,142,536
ソフトウェア	142,328	資本金	71,532
投資その他の資産	314,693	資本剰余金	2,665,099
投資有価証券	47,918	資本準備金	2,641,532
関係会社株式	56,240	その他資本剰余金	23,566
敷金及び保証金	86,646	利益剰余金	△594,095
長期前払費用	8,436	その他利益剰余金	△594,095
破産更生債権等	6,982	繰越利益剰余金	△594,095
繰延税金資産	115,450	評価・換算差額等	7,860
貸倒引当金	△6,982	その他有価証券評価差額金	7,860
		新株予約権	5
		純資産合計	2,150,401
資産合計	3,371,009	負債純資産合計	3,371,009

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2024年1月1日から
2024年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	2,917,666
売上原価	625,367
売上総利益	2,292,299
販売費及び一般管理費	2,032,945
営業利益	259,353
営業外収益	
受取利息	0
受取配当金	640
助成金収入	8,207
違約金収入	6,320
その他	1,836
営業外費用	
支払利息	1,928
譲渡制限付株式報酬償却損	1,885
その他	67
経常利益	272,477
特別損失	
固定資産除却損	50,838
子会社株式評価損	279,759
税引前当期純損失	58,120
法人税、住民税及び事業税	5,994
法人税等調整額	△119,607
当期純利益	55,493

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年1月1日から
2024年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						株主資本 合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	そ の 他 利益剰余金 繰 越 利益剰余金	利益剰余金 合計	
当 期 首 残 高	57,387	2,627,387	23,566	2,650,953	△649,589	△649,589	2,058,752
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	7,469	7,469		7,469			14,939
新 株 の 発 行 (譲渡制限株式報酬)	6,675	6,675		6,675			13,351
当 期 純 利 益					55,493	55,493	55,493
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計	14,145	14,145	—	14,145	55,493	55,493	83,784
当 期 末 残 高	71,532	2,641,532	23,566	2,665,099	△594,095	△594,095	2,142,536

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計		
当 期 首 残 高	3,126	3,126	95	2,061,975
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)				14,939
新 株 の 発 行 (譲渡制限株式報酬)				13,351
当 期 純 利 益				55,493
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	4,733	4,733	△90	4,642
当 期 変 動 額 合 計	4,733	4,733	△90	88,426
当 期 末 残 高	7,860	7,860	5	2,150,401

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年3月3日

株式会社Photosynth
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員	公認会計士	佐伯	哲男
業務執行社員			
指定有限責任社員	公認会計士	坂井	知倫
業務執行社員			

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社Photosynthの2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社Photosynth及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年3月3日

株式会社Photosynth
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 佐伯 哲男
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 坂井 知倫
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社Photosynthの2024年1月1日から2024年12月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第11期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年3月3日

株式会社Photosynth 監査役会

常勤社外監査役 島田 和衛 ㊟

社外監査役 矢澤 昌史 ㊟

社外監査役 西本 俊介 ㊟

以上

株主総会参考書類

第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金処分の件

今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保とすることを目的として、会社法第447条第1項及び会社法第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金へ振り替えたいと存じます。また、繰越利益剰余金の欠損金を補填することを目的として剰余金の処分をしたいと存じます。

1. 資本金及び資本準備金の額の減少

払い戻しを行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行わず、資本金の額及び資本準備金の額のみを減少いたします。

2. 資本金及び資本準備金の額の減少の内容

(1) 減少する資本金の額

2024年12月31日現在の資本金の額71,532,950円を41,532,950円減少して、30,000,000円として、減少する資本金の額の全額を、その他資本剰余金に振り替えます。

(2) 減少する資本準備金の額

2024年12月31日現在の資本準備金の額2,641,532,950円を526,532,950円減少して、2,115,000,000円として、減少する資本準備金の額の全額を、その他資本剰余金に振り替えます。

3. 資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生日

2025年5月9日（予定）

なお、資本金及び資本準備金の額の減少は、本議案が承認された後、債権者異議申述手続が完了する日以降を効力発生日とするものであります。

4. 剰余金処分の内容

資本金及び資本準備金の額の減少の効力が発生することを条件として、現在生じている繰越利益剰余金の欠損額を補填し、財務内容の健全化を図ることを目的として、会社法第452条に基づき、その他資本剰余金の額591,632,339円を減少し、同額を繰越利益剰余金に振り替え、欠損補填いたします。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

取締役の経営責任をより明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築すること、および株主の皆さまからの信任の機会を増やすことを目的として、取締役の任期を2年から1年に変更するものであります。

また、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設し、補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるため、現行定款第29条について所要の変更を行うとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にする旨の規定を新設するため現行定款第30条について所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

現行定款の一部を次の変更案（変更部分は下線で示す。）の通り改めたいと存じます。

なお、本定款変更につきましては、本議案の承認により即時発効するものであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 【条文省略】</p>	<p>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 【現行どおり】</p>
<p>(選任方法)</p> <p>第29条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p style="text-align: center;">【新設】</p> <p style="text-align: center;">【新設】</p>	<p>(選任方法)</p> <p>第29条 【現行どおり】</p> <p>2 【現行どおり】</p> <p>3 <u>当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令または定款に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、株主総会の決議によって補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p>4 <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議の有効期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
<p>(任期)</p> <p>第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(任期)</p> <p>第30条 【現行どおり】</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、<u>当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p>

第3号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次の通りであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1 再任	かわせ こうだい 河瀬 航大 (1988年9月19日生)	2011年4月 株式会社ガイアックス入社 2014年9月 当社設立 代表取締役社長（現任）	2,443,800株
	【取締役候補者とした選任理由】 河瀬航大氏は、当社の創業メンバーの一人であり、2014年9月の当社設立以来、代表取締役として経営の指揮を執り、当社の持続的成長に貢献しました。同氏が持つ創業者としての理念とリーダーシップにより、当社のさらなる成長と企業価値の向上に貢献が期待できると判断し、引き続き取締役候補者といいたしました。		
2 再任	わたなべ ひろあき 渡邊 宏明 (1988年7月16日生)	2011年4月 ソフトバンクテレコム株式会社（現・ソフトバンク株式会社）入社 2014年9月 当社設立 取締役副社長（現任） 2021年1月 株式会社MIWA Akerun Technologies 代表取締役社長（現任） 2024年9月 株式会社Migakun代表取締役	352,200株
	【取締役候補者とした選任理由】 渡邊宏明氏は、当社の創業メンバーの一人であり、2014年9月の当社設立以来、取締役副社長として経営の指揮を執り、事業全般の推進において豊富な経験と幅広い見識により成長を牽引してまいりました。その実績と経験を活かし、当社のさらなる成長と企業価値の向上に貢献が期待できると判断し、引き続き取締役候補者といいたしました。		
3 再任	くまがい ゆうや 熊谷 悠哉 (1989年2月18日生) (戸籍上の氏名：丹野悠哉)	2012年4月 パナソニック株式会社（現・パナソニックホールディングス株式会社）入社 2014年9月 当社入社 2020年3月 当社取締役（現任）	274,700株
	【取締役候補者とした選任理由】 熊谷悠哉氏は、当社の創業メンバーの一人であり、2014年9月の当社設立以来、主に新規事業やプロダクト開発を牽引し、当社の持続的成長に貢献しました。その実績と経験を活かし、当社のさらなる成長と企業価値の向上に貢献が期待できると判断し、引き続き取締役候補者といいたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	しまだ かずえ 島田 和衛 (1950年11月1日生)	1974年 4 月 日本航空株式会社入社 1984年 6 月 運輸省(現・国土交通省)出向 1995年 6 月 日本航空株式会社資金部次長 1997年 6 月 日本アジア航空株式会社企画財務部次長 1999年 8 月 日本航空株式会社法務部副部長 兼JALグループ法務相談センター長 2007年 7 月 株式会社サマンサタバサリミテッド入社 経営管理部部長兼内部監査室長 2013年 9 月 同社総務法務部長 2019年 3 月 当社社外監査役 (現任)	0株

新任

社外

独立

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】

島田和衛氏は、日本航空株式会社等の重要役職を歴任し、法務を中心とした経営管理に関する豊富な知識や経験、能力を有しております。また、2019年3月より当社の社外監査役として、当社の業務の適正性を確保するために尽力し、持続的成長と企業価値の向上を図る観点から、取締役会の意思決定及び監督機能の強化に貢献しました。同氏は、社外役員となること以外での方法で直接企業経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、当社の経営に対して的確な助言及び指導が期待できるとともに、ガバナンスの維持・強化に貢献していただけるものと判断し、社外取締役候補者いたしました。なお、同氏は現在当社の社外監査役ですが、本定時株主総会終結の時をもって監査役を辞任いたします。同氏の監査役としての在任期間は本定時株主総会終結の時をもって6年であります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5	すずき あつこ 鈴木 敦子 (1971年10月3日生) (戸籍上の氏名：田中敦子)	1993年 4 月 起業家支援団体ETIC.創業 2000年 3 月 特定非営利活動法人ETIC.理事 2024年 4 月 学校法人神山学園理事 神山まるごと高等専門学校副校長 (現任)	0株

新任

社外

独立

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】

鈴木敦子氏は、NPO法人ETIC.の創業者・事務局長として、ベンチャー企業の経営戦略や組織運営を支援し、起業家のメンターとしても活躍するとともに、人事及び組織に関する豊富な知識や経験、能力を有しております。神山まるごと高等専門学校では次世代のイノベーター育成に尽力し、D&I領域でも先駆的な取り組みを推進しています。同氏は、これまで直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、当社の持続的成長とガバナンス強化に貢献が期待できると判断し、社外取締役候補者いたしました。

再任	再任取締役候補者	新任	新任取締役候補者
社外	社外取締役候補者	独立	証券取引所の定めに基づく独立役員

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 島田和衛氏及び鈴木敦子氏は、社外取締役候補者であります。当社は、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
3. 当社は、島田和衛氏との間で、社外監査役として会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としており、同氏が社外取締役に選任された場合には、同氏との間で、社外取締役として新たに同様の契約を締結する予定であります。また、鈴木敦子氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じることのある損害（但し、当該保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当社は、当該保険契約を各氏の任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。
5. 渡邊宏明氏の所有株式352,200株及び熊谷悠哉氏の所有株式274,700株は、株式の消費貸借契約に基づく貸株を含めて記載しております。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次の通りであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1 新任 社外 独立	なかじま やすお 中嶋 靖雄 (1958年7月13日生)	1983年4月 富士フイルム株式会社入社 1992年7月 同社ヨーロッパ拠点工場 シニアスタッフエンジニア 2002年5月 第一法規株式会社入社 編集管理部門長兼IT部門長 2010年1月 株式会社サイゼリヤ入社 エンジニアリング部長 2013年9月 同社内部監査室長 2020年11月 同社取締役監査等委員	0株
	【社外監査役候補者とした選任理由】 中嶋靖雄氏は、内部統制・監査・ガバナンス強化に豊富な経験を有し、株式会社サイゼリヤでは監査責任者や取締役常勤監査等委員として実効性の高い監査体制を構築しました。その経験をもって、当社の監査・ガバナンス強化に貢献が期待できると判断し、監査役候補者といたしました。		
候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2 再任 社外 独立	やざわ まさし 矢澤 昌史 (1977年7月2日生)	2002年4月 株式会社三菱東京UFJ銀行(現・株式会社三菱UFJ銀行)入行 2012年3月 税理士登録 2015年1月 UBS銀行東京支店入行 2016年1月 UBS証券株式会社入社 2016年7月 BSP税理士法人設立 代表社員(現任) 2018年8月 BSPホールディングス株式会社(現・BSPファミリーオフィス株式会社)設立 代表取締役(現任) 2019年3月 当社社外監査役(現任)	0株
	【社外監査役候補者とした選任理由】 矢澤昌史氏は、BSP税理士法人を設立するなど税理士としての財務及び会計に関する豊富な知識や経験、能力を有しております。また、2019年3月より当社の社外監査役として、当社の業務の適正性を確保するために尽力し、持続的成長と企業価値の向上を図る観点から、取締役会の意思決定及び監督機能の強化に貢献しました。その経験をもって、当社の監査・ガバナンス強化に貢献が期待できると判断し、監査役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3 再任 社外 独立	にしもと しゅんすけ 西本 俊介 (1979年10月1日生)	2012年12月 日本弁護士連合会弁護士登録 (第一東京弁護士会所属)	0株
		2012年12月 新生綜合法律事務所入所	
		2019年6月 インバウンドテクノロジー株式会社監査役(現任)	
		2020年4月 ライブネット株式会社監査役	
		2021年3月 当社社外監査役(現任)	
		2021年10月 株式会社ピカパカ取締役(現任)	
		2022年8月 PostPrime株式会社監査役(現任)	
		2022年11月 株式会社ユナイテッドウィル監査役(現任)	
		2022年11月 株式会社Cake.jp監査役(現任)	
		2023年8月 グローピング株式会社監査役(現任)	
【社外監査役候補者とした選任理由】			
西本俊介氏は、弁護士としての資格を保有しており、渉外法務及び会社法務全般の分野に関する豊富な知識や経験、能力を有しております。また、2021年3月より当社の社外監査役として、当社の業務の適正性を確保するために尽力し、持続的成長と企業価値の向上を図る観点から、取締役会の意思決定及び監督機能の強化に貢献しました。その経験をもって、当社の監査・ガバナンス強化に貢献が期待できると判断し、監査役候補者といたしました。			

再任	再任監査役候補者	新任	新任監査役候補者
社外	社外監査役候補者	独立	証券取引所の定めに基づく独立役員

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 中嶋靖雄氏、矢澤昌史氏、西本俊介氏は、社外監査役候補者であります。当社は、矢澤昌史氏、西本俊介氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、本議案が承認可決された場合、届出を継続する予定であります。また、中嶋靖雄氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
3. 当社は、現在、会社法第427条第1項の規定に基づき、矢澤昌史氏及び西本俊介氏と会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との当該責任限定契約を継続する予定であります。また、中嶋靖雄氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じることのある損害（但し、当該保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当社は、当該保険契約を各氏の任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。
5. 矢澤昌史氏及び西本俊介氏は、現在当社の社外監査役であり、その就任してからの年数は、本総会終結のときをもって、それぞれ6年及び4年であります。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意のうえ取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
	<p>むらかみ かなこ 村上 嘉奈子 (1978年3月13日生) (戸籍上の氏名：佐藤嘉奈子)</p>	<p>2001年10月 弁護士登録(第二東京弁護士会)</p> <p>2020年6月 新生信託銀行株式会社 社外監査役(現任)</p> <p>2021年4月 のぞみ総合法律事務所パートナー(現任)</p> <p>2022年4月 第二東京弁護士会常議員</p> <p>2022年5月 エルピクセル株式会社 社外監査役(現任)</p> <p>2022年6月 株式会社アイネス 社外取締役(現任)</p> <p>2024年11月 東京都生活衛生審議会委員(現任)</p>	0株
社外	【補欠の社外監査役候補者とした選任理由】		
独立	村上嘉奈子氏は、弁護士としての資格を保有しており、渉外法務及び会社法務全般の分野に関する豊富な知識や経験、能力を有しております。その経験をもって、当社の監査・ガバナンス強化に貢献が期待できると判断し、補欠の監査役候補者といたしました。なお、同氏は過去に社外取締役又は社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、上記の理由により、監査役に就任された場合には社外監査役としての職務を適切に遂行していただけると判断しております。		

社外 社外監査役候補者 **独立** 証券取引所の定めに基づく独立役員

- (注) 1. 村上嘉奈子氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 村上嘉奈子氏は補欠社外監査役候補者であります。
3. 当社は、村上嘉奈子氏が就任された場合には、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

第6号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任するため、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づいております。

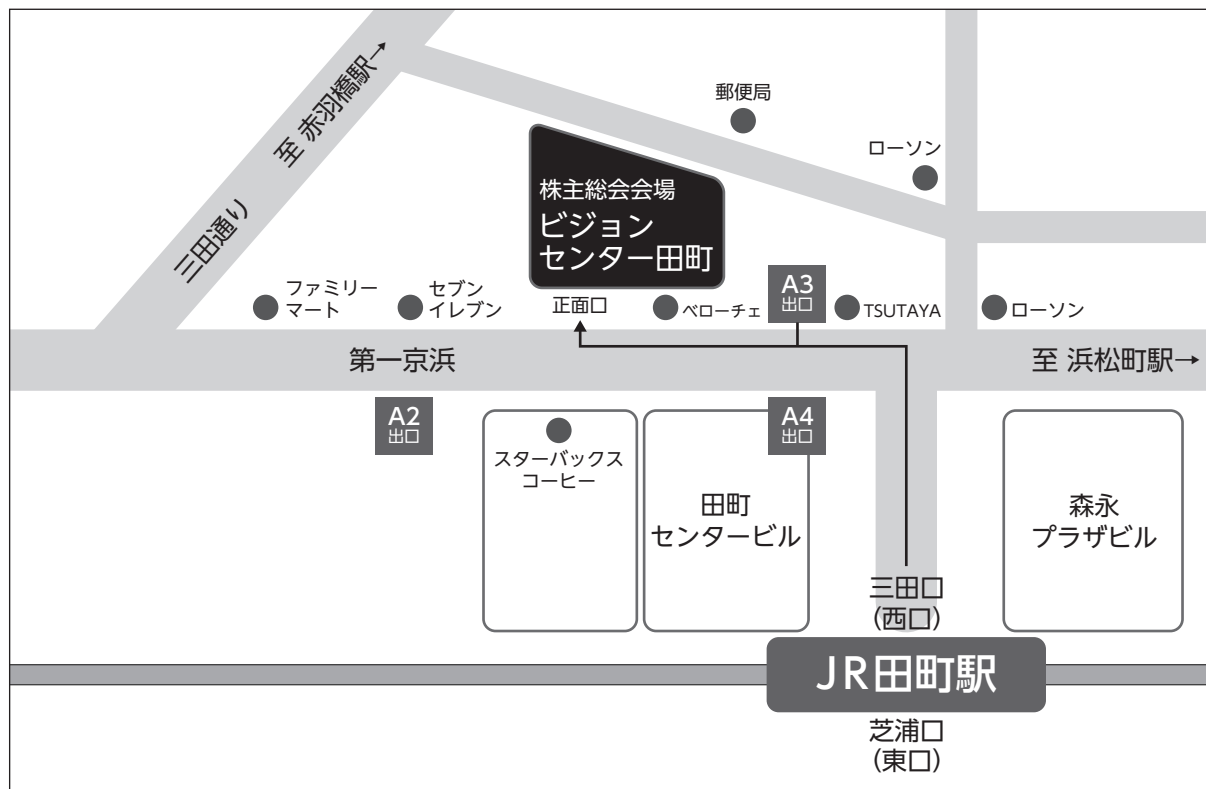
また、監査役会が仰星監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、新たな視点での監査を期待できることに加え、同法人の品質管理体制、独立性、専門性及び監査報酬の水準等を総合的に検討した結果、当社の会計監査が適正かつ妥当に行われることを確保する体制を備えているものと判断したためであります。

名 称	仰 星 監 査 法 人
事 務 所	東 京 都 千 代 田 区 四 番 町 6 番 地 東 急 番 町 ビ ル
沿 革	1990年 9月 北斗監査法人 設立 1999年10月 東京赤坂監査法人と合併し、東京北斗監査法人に名称を変更 2001年 8月 Nexia Internationalに加盟 2006年10月 監査法人芹沢会計事務所と合併し、仰星監査法人に名称を変更 2011年 7月 明澄監査法人と合併し、北陸事務所（現北陸オフィス）を開設 2014年 7月 明和監査法人と合併 現在に至る
概 要 (2024年6月末現在)	資本金 190百万円 構成人員 社員 公認会計士 59名 (うち代表社員 11名) 職員 公認会計士 221名 会計士補・公認会計士試験合格者 77名 その他 56名 合計 413名 関与会社数 金融商品取引法・会社法監査 119社 (うち上場会社 116社) その他監査 167社

以上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区芝5丁目31番19号 ラウンドクロス田町2階
ビジョンセンター田町 Cルーム
TEL 03-6262-3553
※受付時間9:00~18:00（土・日・祝を除く）



J R 山手線・京浜東北線「田町駅（三田口）」 徒歩 2分
都営浅草線・三田線「三田駅（A3出口）」 徒歩 1分